費用に関するよくある質問（Q&A）

Q２２: 物件の登録に費用はかかりますか？

Ａ２２: 空き家バンクへの物件の登録は無料で行えます。
ただし、所有者であることが確認できる書類などの、
「取得にかかる手数料」が必要となる場合があります。

Q２３: 利用の登録に費用はかかりますか？

Ａ２３: 空き家バンクへの利用の登録は無料です。
ただし、本町に住所を定めて５年以内と確認ができる書類などの、
「取得にかかる手数料」が必要となる場合があります。

Q２４: 契約が決まった際に、仲介手数料は発生しますか？

Ａ２４: 内覧の立ち会いや契約など、所有者と利用希望者との直接交渉となりますので、
仲介手数料が発生することはありません。
ただし、不動産仲介業者が管理者業者として入っている場合、
仲介手数料及び保証委託料等が発生いたします。
不動産仲介業者の有無に関しては空き家バンクサイト内、
各物件詳細ページ備考欄及び内覧時にご確認ください。

Q２５: 不動産業者に仲介を依頼しないといけませんか？手数料はかかりますか？

Ａ２５: 依頼をする必要はありませんが、
内覧の立ち会いや契約などを役場が関与することが出来ませんので、
ご不安な方は不動産業者の仲介をおすすめいたします。
ただし、不動産業者の仲介では
契約成立時には法律で定められた仲介手数料が発生いたします。